

●○○ 第163回あすか倶楽部 定例会 ●○○

テーマ：金融分野から見た賢い消費者の育成

講師：「Foster Forum 良質な金融商品を育てる会」事務局長 永沢 裕美子氏
(消費生活アドバイザー27期)

日時：2014年6月21日(土) 14:00～17:00

場所：トヨタ自動車(株)池袋アマラックスビル6階604会議室

概要： NISAの導入やアベノミクスによる金融市場の活況により一般消費者の金融への関心が高まり、初心者や高齢者の知識不足によるトラブル等社会問題も多発している状況の中、最近の金融行政の動き、消費者トラブル事例、投資信託をはじめとする金融商品を選ぶ際のチェックポイント等についてお話をいただきました。

講師の永沢様は、証券アナリスト、投資顧問、投資信託商品企画等の長年の経験を活かし、現在は良質な金融商品を消費者へ提供するための提言活動に取り組んでおられます。

講演内容：

I フォスター・フォーラムの活動紹介

2004年設立の消費者市民グループ。パグリックコメントへの応募からスタートし2009年からは永沢様が金融庁・金融審議会委員などとしても活躍をされている。『慎ましくも品格のある人生を全うする。そのために良質な金融商品を育てる。』を合言葉に活動を進めている。

① シンプル、②コストが適正かつ明示されている、③適合性の原則(Know Your Customer Rule)の遵守、④顧客の利益が第一との4項目を良質な金融商品の要件としている。

II 消費者に関連した金融行政の動き

- 1 金融庁の重点課題
- 1.1 ベターレギュレーション(より良質な規制)を目指し、2007年から事後監督的行政に転換し、自主規制ルールを活用、監督指針の公表の活用などを進めている。
- 1.2 政策官庁として「貯蓄から投資」を加速する施策、日本市場の国際競争力を高めるための施策などを推進している。(NISA、クラウドファンディング、総合取引所等)
- 1.3 アジア諸国への金融技術支援
- 2 金融庁が注目している消費者関連問題
- 2.1 未公開株やファンドをめぐる詐欺被害の多発と手口の進化
- 2.2 減らない金融商品に関する消費者トラブル
- 2.3 日本の資産運用力の国際的な低評価(24か国中22位との評価もある)
- 2.4 金融資産を持たない世帯の増加(2人以上世帯で3割超。金融リテラシーも低水準)

- 3 フォスター・フォーラムが注目する最近の金融行政の動き
 - 3.1 投資信託の市場の適正化
 - 3.1.1 賢い投資家育成のための情報開示（分かりやすい目論見書や運用報告書づくり。販売金融機関に配分金込総合損益の通知義務など）
 - 3.1.2 監督指針を通じた金融機関の送信販売勧誘の適正化（高齢者に対するケア、NISA口座の説明など）
 - 3.2 保険販売の適正化 ⇒保険業法改正へ
 - 3.3 国家戦略としての金融経済教育の推進
 - ・2012年G20ロスカボス・サミットなどを受けて、約10年振りに動きがあり。
 - ・『最低限身につけるべき金融リテラシーの4分野・15項目』の公表。
 - ・金融経済推進会議を金融広報中央委員会に設置（13年6月～）
（成年分野の教育の拡充などが課題）
- 4 アベノミクスの第三の矢
 - 4.1 投資型クラウドファンディング（Crowd:群衆の意）

インターネットを通じて一般個人から応援するお金を集める仕組み。2000年代半ばに英米で始まり、日本では震災後に注目されるようになった。これまでの『寄付型』と『購入型』に加え『投資型』を可能とする金商法改正が今国会で成立した。消費者被害の未然防止が課題。
 - 4.2 総合取引所問題

III 消費者トラブル事例の紹介

最近の傾向：①規制緩和以降、デリバティブの利用の解禁などにより、商品が複雑化し、消費者や販売員にすら分かりにくい商品が増えてきている。②説明員の説明不足によるトラブルが発生。③高齢者を中心に詐欺的な勧誘等の被害が増加。手口も巧妙化。④生命保険関係のトラブルの中では説明不足によるものが目立つ。（個別の事例は省略します）

IV 金融商品を選ぶ際のチェックポイント

- 1 知っておきたい金融の知識
 - 1.1 金融商品取引法とは？ 投資家保護とは？
 - 1.2 金融商品取引業者とは？ 第一種、第二種、投資助言・代理業、投資運用業
 - 1.3 ファンド＝投資信託？

投資信託・・・投資信託法で規制、匿名組合・・・商法で規制
 - 1.4 上場株と非上場株（未公開株）の違いは？

市場価格、情報開示規制、インサイダー規制の有無
- 2 商品選択の前に～被害者にならないために

金融商品取引業者の登録の確認が必要。何かあったら、すぐに弁護士に相談。
気になるときは、金融庁・金融サービス利用者相談室へ（0570-016812）
- 3 投資信託の基礎知識
 - 3.1 投資信託とは

3.2 専門家による分業

⇒応分のコスト（①信託報酬、②ファンド内の売買手数料、③販売会社の手数料）

3.3 時代とともに進化

- ・（証券）投資信託：伝統的な投資信託。英国では1860年代にスタート。
- ・ETF（上場投資信託）：1990年初頭米国で開発され、日本では1995年に第一号が開発された。株式に近い商品。ETF固有の流動性リスクもある。
- ・REIT（不動産投資法人）：1960年代に米国で開発され、日本では1998年の投資信託法改正によって解禁となった。当期利益の9割以上を株主に分配することを要件とし、法人税を免除し、分配金に課税を一本化する投資法人。

4 証券投資信託購入の際の留意点

4.1 投資信託の仕組み、メリット・ディメリットを理解する。

4.2 自分を知る。（いつ、何に、金額は？など）

4.3 どこで買う。（直販か販売会社か）

4.4 ファンド選択の際の留意点

5 証券投資信託を買う前の心構え

- ・投資信託は投資商品。損もある。
- ・投資信託に“お任せ”なし。何に投資するかは投資家の責任。
- ・投資期間はなるべく長く。
- ・買う時には売る時期、売り方を考えておく。
- ・ベストなタイミングでの買い売りは不可能。タイミングリスクの分散を。
- ・販売手数料などのコストも意識する。
- ・買いたいと思っても、一日考える。 など

6 証券投資信託を買った後にやるべきこと

V 消費生活アドバイザーだからできること、やりたいこと

共感できる内容のお話を沢山戴きました。

配布資料：・大人のためのお金と生活の知恵（金融広報中央委員会編）

- ・最低限身に付けるべき金融リテラシー（金融庁金融経済教育研究会）
- ・最近の金融関連ニュース

所感： いままでモノ作りを仕事としてきたこともあり、金融商品はというものにはあまり縁がなかったのかなと思います。今回その歴史なども紹介して戴きとても勉強になりました。顧客第一との視点が示されていましたが、そのような目線で金融商品を見て行こうと思いました。

尚、内容が盛り沢山で目次のような報告書になりましたが、キーワードを頼りに深掘りあるいは、リマインドをして戴ければと思います。

以上

報告者 32期 新井 秀雄